

募集要項

1. 目的

この事業は、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という)に寄せられた寄附金を財源に、経済的理由により修学に困難がありつつも、優れた業績を挙げた学生及び生徒(以下「学生」という)を顕彰し、奨励・支援することにより、21世紀を担う前途有望な人材の育成に資することを目的とする。

2. 応募資格及び分野

我が国の大学(学部に限る)、短期大学、高等専門学校(第4学年以上)、専修学校専門課程(以下「学校」という)に在籍し、機構の奨学金を貸与又は給付により受給している者(以下、「奨学生」という)、又は機構の奨学金を受給していないが、日本学生支援機構貸与奨学規程第2条(奨学生の資格)に該当し、機構の第二種奨学金の推薦基準(注1)を満たしていると学校長が認める者で、かつ現在在籍中の学校(注2)における業績(注3)について、次に掲げるA・B・C・D・E・Fのいずれかの条件に該当する学生とする。

(注1) 第二種奨学金の推薦基準

◆学力基準: 次のいずれかに該当する者

- ①学業成績が平均水準以上と認められる者
- ②特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められる者
- ③学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者

◆家計基準: 年収・所得の上限額は以下のとおり

(大学・自宅通学・4人世帯の目安)

	給与所得者	給与所得者以外
国・公立	1,096 万円	688 万円
私立	1,144 万円	736 万円

その他の学校区分を含めて、詳細は機構のホームページを参照。

<https://www.jasso.go.jp/about/organization/kensyo/kijun.html>

※応募者が日本学生支援機構の奨学生でない場合、父母等家計支持者の所得証明の提出が必要。

(注2) [対象外となる場合]

- ・現在在籍中の学校種以外で挙げた業績については対象外とする(業績は、実績を挙げた又は研究時に在籍していた学校とする)。ただし、短期大学・高等専門学校・専修学校専門課程から大学に編入学した場合、又は、転学した場合は、編入学前・転学前の当該学校での業績については対象とする。
- ・一度大学院に入学した者。
- ・学部を卒業した者。

(注3) 資格の取得又は検定の結果のみを業績として申請することは不可とする。

A.学術分野: 次の①又は②に当てはまる者

- ① 国際的又は全国的規模の学会等での発表において、優れた功績が認められる者。
 - ② 国際的又は全国的規模の学術誌への掲載等において、優れた功績が認められる者。
- なお、複数人での研究の場合は、上記①について第1発表者、上記②について第1著者に限定する。

B.文化・芸術分野: 次の①②③のいずれかに当てはまる者

- ① 国際的コンクール等で入賞(入選)以上の成績もしくはそれと同等の成績を収めた者。
 - ② 日本を代表する全国的規模のコンクール等で、特に優れた成績(最高位もしくはこれに準ずる成績)を収めた者。
 - ③ 行政機関や公益団体等から、特に優れていると高い評価を得た者。
- なお、団体での活動の場合、その活動において最も中心的な役割を果たした者に限定する。

[文化・芸術分野の例]

・音楽 ・美術、デザイン(絵画、ファッション、アート、ヘアメイク等) ・文化(囲碁、将棋、書道、珠算等)

C.スポーツ分野: 次の①又は②に当てはまる者

- ① オリンピック、パラリンピック、その他の国際的スポーツ競技会等で優秀な成績を収めた者。
 - ② 国民体育大会等の全国的スポーツ競技会等で、特に優れた成績(最高位もしくはこれに準ずる成績)を収めた者。
- なお、団体での活動の場合、その活動において最も中心的な役割を果たした者に限定する。

D.社会貢献分野: ①に該当し、かつ、功績が②③④のいずれかに当てはまる者

- ① 自らの発案・活動により、他者や公共の利益に尽くした者。
- ② 行政機関や公益団体等から表彰を受け、社会的に特に高い評価を得た者。
- ③ 新聞・雑誌等に掲載され、社会的に特に高い評価を得た者。
- ④ 前記②③に準じた功績等で同等の評価ができると在籍する学校長が認めた者。

なお、団体での活動の場合、その活動において最も中心的な役割を果たした者に限定する。

[社会貢献分野の例]

・震災ボランティア活動 ・福祉施設への訪問活動 ・キッズスクール実行委員

E.産業イノベーション・ベンチャー分野: ①に該当し、かつ、功績が②③④のいずれかに当てはまる者

- ① 実生活に役立つものづくり、ユーザー視点の起業の発案又は実現、ビジネスモデルづくり等、新たな産業の発展に資する活動をした者。
- ② 行政機関や公益団体等から表彰を受け、社会的に特に高い評価を得た者。
- ③ 新聞・雑誌等に掲載され、社会的に特に高い評価を得た者。
- ④ 前記②③に準じた功績等で同等の評価ができると在籍する学校長が認めた者。

なお、団体での活動の場合、その活動において最も中心的な役割を果たした者に限定する。

[産業イノベーション・ベンチャー分野の例]

・実用的な(社会に有用な)コンピューターソフト開発
・地域の資源(又は伝統等)を活かした商品の開発
・地域活性ビジネスモデルの提案

(商店街の活性化、大学等を活用した地域企業支援策、地域の問題を解決するコミュニティ・ビジネス等)

F.国際交流分野:①に該当し、かつ、功績が②③④のいずれかに当てはまる者

- ① 国内外で、異文化と接点のある活動をし、相互理解の場を広げた者。
- ② 行政機関や公益団体等から表彰を受け、社会的に特に高い評価を得た者。
- ③ 新聞・雑誌等に掲載され、社会的に特に高い評価を得た者。
- ④ 前記②③に準じた功績等で同等の評価ができると在籍する学校長が認めた者。

なお、団体での活動の場合、その活動において最も中心的な役割を果たした者に限定する。

[国際交流分野の例]

- ・外国の子どもへの学習支援 ・スポーツイベント開催を通じての国際交流 ・ボランティア通訳団体設立
- ・語学(プレゼンテーション・ディベート等) ・海外の学生団体との国際会議主催

3. 奨励金

大賞:50万円、優秀賞:30万円、奨励賞:10万円

4. 推薦

学校長は、応募者が前記「2. 応募資格及び分野」に合致するか審査のうえ、機構理事長宛に推薦するものとする。

<提出書類及び電子データ>(P. 4参照のこと)

書類は機構ホームページ(<https://www.jasso.go.jp/about/organization/kensyo/youkou.html>)からダウンロードすること。 ※提出された書類等は返却しません。

5. 締切

機構への関係書類の提出期限は、2019年8月31日(土)(消印有効)とする。



学内締切
8月1日(木)

6. 入賞者の決定及び通知

応募者の実績及び将来構想等などの観点から、選考委員会の厳正な審査のうえ入賞者を決定し、推薦のあった大学等の長宛に結果を通知するとともに、機構のホームページ等で公表する。

7. 表彰式

表彰式は大賞・優秀賞に入賞した者を対象として行い、機構理事長より表彰状及び奨励金(目録)を授与する。奨励賞の授与については、在籍する学校を通じて行う。

表彰式開催日 2019年12月7日(土)

※表彰式に出席できない受賞者は、受賞をご辞退いただく場合がございます。予めご了承ください。

8. 入賞者の会

本顕彰の入賞者は、「JASSO顕彰学生の会 JASSO Students of the Year Alumni Association (JASSOYAA/ジャッソ・ワイエイエイ)」の会員となる。(P.25 Q17参照)

※会員には機構の広報活動へご協力いただくことがあります。

9. 関係書類の送付先及び照会先

独立行政法人日本学生支援機構 政策企画部 広報課

〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町 10-7

電話:03-6743-6011 FAX:03-6743-6662 E-mail:kouhou@jasso.go.jp

(注)書類提出の際は、封筒の表に「優秀学生顕彰申請書等在中」と朱書きすること。